

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年にA県B市D区所在の会社Eに雇用され、印刷工補助業務に従事していたところ、平成〇年〇月〇日に工場内において、印刷用紙をセットしようとした際に、バランスを崩し転倒、前のめりの状態で印刷機械の角に頭部を強打し、受傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は本件事故当日にF病院に受診し「頭部切創、頭部打撲、肩関節周囲炎」等（以下「原傷病」という。）と診断され、加療の結果、平成〇年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となった。請求人は、治ゆ後左肩関節部に障害が残存しているとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第12級に該当するとして、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分をした。

その後、請求人は、平成〇年〇月〇日、Gクリニックに受診し「外傷性てんかん、頭痛、不眠」（以下「本件傷病」という。）と診断され、本件傷病は、本件事故が原因であるとして、監督署長に対し療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病と原傷病との間に因果関係は認められないとして、これらを支給しない旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」

という。)に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、本件事故後3か月を経過したころから、両肩の痛みにより不眠等の症状が出現したため、平成○年○月○日にH病院に受診し、「神経症、うつ状態、不眠症」と診断されたことをもって、監督署長に療養補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に発症した疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたところ、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、再審査請求に及んだが、当審査会は平成○年○月○日付けの裁決をもってこれを棄却している。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病と原傷病との間に因果関係が認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、本件事故により鉄柱に頭を強打し、てんかんを発症したものであり、業務上の災害である旨主張している。

当審査会は、本件傷病の傷病名、本件事故と本件傷病との因果関係について、I医師の平成○年○月○日付け意見書における所見及びJ医師の平成○年○月○日付け鑑定書における所見は妥当であると思料するものであり、両医師の所見に基づき、本件事故による原傷病と本件傷病との間には因果関係が認められな

いとする審査官の結論は妥当であると判断する。

(2) なお、請求人らから提出されたK医師の追加意見書(脳波検査の写真を含む。))
について子細に検討するも、上記判断は左右されない。

また、請求代理人は、請求人らのMRIの機種で0.5テスラ以下のものでは小さな出血は写らないとの主張に対して、J医師が外傷性てんかんか否かを判断するに当たっては問題ないとしていることについて、当審査会において再調査するよう求めているが、当審査会の判断は上記のとおりであり、再調査の必要性は認めないことを付言する。

3 したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。